

表 1 土地利用規正法等による行為規制の一覧

| 根拠法令 | 法律の目的 | 対象範囲 | 行為規制の内容 | 許可・届出等 | ※1 該当する保存計画対象地区 |
|--------------------|---|---------------------|--|-----------|---|
| 文化財保護法 | 文化財の保存、且つその活用を図る。 | 国指定重要文化財 | <ul style="list-style-type: none"> 所有者、所在場所の変更 き損、亡失、盗難 修理 | 文化庁長官への届出 | 雷電神社末社 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 現状変更 | 文化庁長官の許可 | |
| | | 県指定重要文化財 | <ul style="list-style-type: none"> 所有者氏名、住所の変更 き損、亡失、盗難 所在場所の変更 修理 | 県教育委員会へ届出 | 雷電神社社殿 雷電神社奥宮 |
| | | 周知の埋蔵文化財包蔵地 | 遺跡と判明している地域内での掘削および削平を伴う土木工事等を行う場合 | 文化庁長官への届出 | 渡良瀬川地区△ 谷田川地区△ 古利根地区△ |
| 県自然環境保全条例 | 自然環境の適正な保全を図る。 | 県緑地環境保全地域 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物その他の工作物の新築、改築、増築 土地の形質変更 土石の採取 水面の埋立、干拓 木竹伐採 河川、湖沼等の水位、増減に関わる行為 | 県知事への届出 | 雷電神社境内 |
| 河川法 | 河川について、災害の発生防止、適正な利用、流水の正常な機能の維持、及び河川環境の整備と保全を総合的に管理する。 | 河川区域 (河川管理施設を含む) | <ul style="list-style-type: none"> 流水の占用 土地の占用 土石等の採取 工作物の新築、改築又は除却 土地の掘削、盛土、切上、その他、土地の形状変更(耕耘、取水・排水口付近の土砂等の排除等を除く) 木竹の植栽、伐採(竹木の現に有する治水上又は利水上の機能を確保する必要があると認められる区域内及び樹林帯区域に限る) | 河川管理者の許可 | 利根川地区 渡良瀬川地区 渡良瀬遊水地地区 谷田川地区 |
| | | 高規格堤防特別区域 | 高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのない工作物の新築、改築又は除去は、許可を要しない。 | — | 利根川地区△ |
| 農業振興地域の整備に関する法律 | 農業の振興を図ることが必要であると認められる地域の整備に関し、農業の健全な発展を図る。 | 農用地区域 | <ul style="list-style-type: none"> 宅地の造成 土石の採取 その他の土地の形質の変更 建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築 | 県知事の許可 | 利根川地区△ 谷田川地区△ 古利根地区△ |
| 都市計画法 (市街化調整区域) | 無秩序な市街拡散現象とそれによる弊害を除去し、健康で文化的な都市生活の保障と機能的な都市活動を確保する。 | 市街化調整区域 | 開発行為※2 | 県知事の許可 | 利根川地区 渡良瀬川地区 渡良瀬遊水地地区 谷田川地区 古利根地区 |

※1 地区名称の後ろに付した△は、該当する規制を受ける面積が地区の一部であることを示す。

※2 都市計画法に基づく群馬県の開発許可基準については、『都市計画法に基づく開発許可制度の手引』(平成20年4月1日、群馬県県土整備部建築住宅課)を参照